

○報告項目及び勘定科目の取扱いに関するガイドライン 新旧対照表

新	旧																		
<p>2-2 複数回出現する同一の値に関する要素の共通化について</p> <p>(略)</p> <p>(3) 株主資本等変動計算書及び損益計算書で使用する同一の要素は、変動要因のうち「<u>当期純利益</u>」及び「<u>親会社株主に帰属する当期純利益</u>」です。</p> <p>5-1 日本語ラベルの上書き及び表示との一致に関するルール</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">図表 5-1 日本語ラベルの上書き及び表示との一致に関するルール</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>ケース</th> <th>ルール(上段)及び例外(下段)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>財務諸表本表中のタイトル項目及び金額のタグ付け</td> <td>ラベルの上書きは、<u>次の①の限定的な例外を除き不可</u>とします。 表示科目とラベルとは、<u>次の②の限定的な例外を除き一致</u>するようにします。 ①株主資本等変動計算書における遡及処理の表記。 ②前期と当期とが別の表となる場合の同一の勘定科目について、値の正負が前期と当期とで異なる場合。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>財務諸表本表以外の金額及び数値の詳細タグ付け</td> <td>ラベルの上書きは、<u>次の限定的な例外を除き不可</u>とします。 表示科目とラベルとは、一致するようにします。 表示科目と要素概念との一致を前提に、次のような例外においては<u>不一致を認めます(ラベルの上書きは任意。可能な場合、ラベルを上書きし一致させることも可)</u>。 ・経営指標等中のIFRS又はUS GAAPに係る要素。 ・経営指標等における「当期」、「中間」又は「四半期」の期間区別の不一致。 ・経営指標等における「正值」のみ又は「負値」のみを表す表示科目と「正值又は負値(△)」の標準ラベルとの不一致。 ・セグメント情報におけるセグメント利益、セグメント資産等の表示科目とラベルとの不一致。 ・前期と当期とが別の表となる場合の同一の勘定科目について、値の正負が前期と当期とで異なる場合。 ・貸借対照表関係注記及び損益計算書関係注記において、財務諸表本表と同一の要素を用いた結果、表示科目とラベルが不一致となる場合。</td> </tr> </tbody> </table>	No	ケース	ルール(上段)及び例外(下段)	1	財務諸表本表中のタイトル項目及び金額のタグ付け	ラベルの上書きは、 <u>次の①の限定的な例外を除き不可</u> とします。 表示科目とラベルとは、 <u>次の②の限定的な例外を除き一致</u> するようにします。 ①株主資本等変動計算書における遡及処理の表記。 ②前期と当期とが別の表となる場合の同一の勘定科目について、値の正負が前期と当期とで異なる場合。	2	財務諸表本表以外の金額及び数値の詳細タグ付け	ラベルの上書きは、 <u>次の限定的な例外を除き不可</u> とします。 表示科目とラベルとは、一致するようにします。 表示科目と要素概念との一致を前提に、次のような例外においては <u>不一致を認めます(ラベルの上書きは任意。可能な場合、ラベルを上書きし一致させることも可)</u> 。 ・経営指標等中のIFRS又はUS GAAPに係る要素。 ・経営指標等における「当期」、「中間」又は「四半期」の期間区別の不一致。 ・経営指標等における「正值」のみ又は「負値」のみを表す表示科目と「正值又は負値(△)」の標準ラベルとの不一致。 ・セグメント情報におけるセグメント利益、セグメント資産等の表示科目とラベルとの不一致。 ・前期と当期とが別の表となる場合の同一の勘定科目について、値の正負が前期と当期とで異なる場合。 ・貸借対照表関係注記及び損益計算書関係注記において、財務諸表本表と同一の要素を用いた結果、表示科目とラベルが不一致となる場合。	<p>2-2 複数回出現する同一の値に関する要素の共通化について</p> <p>(略)</p> <p>(3) 株主資本等変動計算書及び損益計算書で使用する同一の要素は、変動要因のうち「<u>当期純利益</u>」のみです。</p> <p>5-1 日本語ラベルの上書き及び表示との一致に関するルール</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">図表 5-1 日本語ラベルの上書き及び表示との一致に関するルール</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>ケース</th> <th>ルール(上段)及び例外(下段)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>財務諸表本表中のタイトル項目及び金額のタグ付け</td> <td>ラベルの上書きは不可とします。 表示科目及びラベルは、限定的な例外を除き一致するようにします。 <u>次のケースにおいては、表示科目とラベルとの不一致を認めます。</u> ・株主資本等変動計算書等における遡及処理の表記をする場合の純資産要素の表示科目とラベルとの不一致。 ・前期と当期とが別の表となる場合の同一の勘定科目について、値の正負が前期と当期とで異なる場合。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>財務諸表本表以外の金額及び数値の詳細タグ付け</td> <td>ラベルの上書きは、限定的な例外を除き不可とします。<u>原則として、表示科目とラベルとは、一致</u>するようにします。 表示科目と要素概念との一致を前提に、次の例外においては<u>ラベルの上書きを認めます</u>。 ・経営指標等中のIFRS又はUS GAAPに係る要素。 <u>IFRSに係る要素の概念については、IFRSタクソノミを参照。</u> <u>また、表示科目と要素概念との一致を前提に、次のような例外においては不一致を認めます。</u> ・経営指標等における「当期」、「中間」又は「四半期」の期間区別の不一致。 ・経営指標等における「正值」のみ又は「負値」のみを表す表示科目と「正值又は負値(△)」の標準ラベルとの不一致。 ・セグメント情報におけるセグメント利益、セグメント資産等の表示科目とラベルとの不一致。 ・前期と当期とが別の表となる場合の同一の勘定科目について、値の正負が前期と当期とで異なる場合。 ・貸借対照表関係注記及び損益計算書関係注記において、財務諸表本表と同一の要素を用いた結果、表示科目とラベルが不一致となる場合。</td> </tr> </tbody> </table>	No	ケース	ルール(上段)及び例外(下段)	1	財務諸表本表中のタイトル項目及び金額のタグ付け	ラベルの上書きは不可とします。 表示科目及びラベルは、限定的な例外を除き一致するようにします。 <u>次のケースにおいては、表示科目とラベルとの不一致を認めます。</u> ・株主資本等変動計算書等における遡及処理の表記をする場合の純資産要素の表示科目とラベルとの不一致。 ・前期と当期とが別の表となる場合の同一の勘定科目について、値の正負が前期と当期とで異なる場合。	2	財務諸表本表以外の金額及び数値の詳細タグ付け	ラベルの上書きは、限定的な例外を除き不可とします。 <u>原則として、表示科目とラベルとは、一致</u> するようにします。 表示科目と要素概念との一致を前提に、次の例外においては <u>ラベルの上書きを認めます</u> 。 ・経営指標等中のIFRS又はUS GAAPに係る要素。 <u>IFRSに係る要素の概念については、IFRSタクソノミを参照。</u> <u>また、表示科目と要素概念との一致を前提に、次のような例外においては不一致を認めます。</u> ・経営指標等における「当期」、「中間」又は「四半期」の期間区別の不一致。 ・経営指標等における「正值」のみ又は「負値」のみを表す表示科目と「正值又は負値(△)」の標準ラベルとの不一致。 ・セグメント情報におけるセグメント利益、セグメント資産等の表示科目とラベルとの不一致。 ・前期と当期とが別の表となる場合の同一の勘定科目について、値の正負が前期と当期とで異なる場合。 ・貸借対照表関係注記及び損益計算書関係注記において、財務諸表本表と同一の要素を用いた結果、表示科目とラベルが不一致となる場合。
No	ケース	ルール(上段)及び例外(下段)																	
1	財務諸表本表中のタイトル項目及び金額のタグ付け	ラベルの上書きは、 <u>次の①の限定的な例外を除き不可</u> とします。 表示科目とラベルとは、 <u>次の②の限定的な例外を除き一致</u> するようにします。 ①株主資本等変動計算書における遡及処理の表記。 ②前期と当期とが別の表となる場合の同一の勘定科目について、値の正負が前期と当期とで異なる場合。																	
2	財務諸表本表以外の金額及び数値の詳細タグ付け	ラベルの上書きは、 <u>次の限定的な例外を除き不可</u> とします。 表示科目とラベルとは、一致するようにします。 表示科目と要素概念との一致を前提に、次のような例外においては <u>不一致を認めます(ラベルの上書きは任意。可能な場合、ラベルを上書きし一致させることも可)</u> 。 ・経営指標等中のIFRS又はUS GAAPに係る要素。 ・経営指標等における「当期」、「中間」又は「四半期」の期間区別の不一致。 ・経営指標等における「正值」のみ又は「負値」のみを表す表示科目と「正值又は負値(△)」の標準ラベルとの不一致。 ・セグメント情報におけるセグメント利益、セグメント資産等の表示科目とラベルとの不一致。 ・前期と当期とが別の表となる場合の同一の勘定科目について、値の正負が前期と当期とで異なる場合。 ・貸借対照表関係注記及び損益計算書関係注記において、財務諸表本表と同一の要素を用いた結果、表示科目とラベルが不一致となる場合。																	
No	ケース	ルール(上段)及び例外(下段)																	
1	財務諸表本表中のタイトル項目及び金額のタグ付け	ラベルの上書きは不可とします。 表示科目及びラベルは、限定的な例外を除き一致するようにします。 <u>次のケースにおいては、表示科目とラベルとの不一致を認めます。</u> ・株主資本等変動計算書等における遡及処理の表記をする場合の純資産要素の表示科目とラベルとの不一致。 ・前期と当期とが別の表となる場合の同一の勘定科目について、値の正負が前期と当期とで異なる場合。																	
2	財務諸表本表以外の金額及び数値の詳細タグ付け	ラベルの上書きは、限定的な例外を除き不可とします。 <u>原則として、表示科目とラベルとは、一致</u> するようにします。 表示科目と要素概念との一致を前提に、次の例外においては <u>ラベルの上書きを認めます</u> 。 ・経営指標等中のIFRS又はUS GAAPに係る要素。 <u>IFRSに係る要素の概念については、IFRSタクソノミを参照。</u> <u>また、表示科目と要素概念との一致を前提に、次のような例外においては不一致を認めます。</u> ・経営指標等における「当期」、「中間」又は「四半期」の期間区別の不一致。 ・経営指標等における「正值」のみ又は「負値」のみを表す表示科目と「正值又は負値(△)」の標準ラベルとの不一致。 ・セグメント情報におけるセグメント利益、セグメント資産等の表示科目とラベルとの不一致。 ・前期と当期とが別の表となる場合の同一の勘定科目について、値の正負が前期と当期とで異なる場合。 ・貸借対照表関係注記及び損益計算書関係注記において、財務諸表本表と同一の要素を用いた結果、表示科目とラベルが不一致となる場合。																	